

《Q & A集》

Q 1 受付書の「商号又は名称」は支店名も含めるのか。

A 1 契約権限者の商号又は名称を記入してください。よって、支店名等がある場合には含めて記入してください。

Q 2 登録制限は細目で10個か、種目で10個か。

A 2 登録は種目で10個までです。よって、同一種目内で細目を20個登録しても1種目とカウントします。

Q 3 測量の細目がない。

A 3 「51 その他の委託業務等 — 06 その他」で登録してください。

Q 4 樹木剪定は造園と一緒にいいのか。

A 4 「60 土木一式 — 04 造園」で登録してください。

Q 5 「ポンプ保守点検委託」はどの業種で登録するか。

A 5 工事の「64 機械器具設置工事 — 06 給排水設備」で登録してください。

Q 6 工業薬品で、「11 重金属固定剤」と「17 キレート」は用途が同じであるがどちらに登録すればよいか。

A 6 当組合では、飛灰及び排水処理に上記の薬品を使用しています。そこで、飛灰処理用は「11 重金属固定剤」に、排水処理用は「17 キレート」に登録してください。

Q 7 工業薬品の「19 反応助剤」とは何か。

A 7 バグフィルター内に吹き込むことにより、消石灰による排ガス中の塩化水素除去反応を助ける薬品とします。(商品名 タクロンなど)

Q 8 物品・委託・設計と工事の両方を申請したいが、書類は1部でいいのか。

A 8 提出書類は1部のみです。受付番号も1つになります。ただし、登録内容が異なる場合は、2部作成してください。

Q 9 受付書「資格有効期限」欄は記入するのか。

A 9 資格有効期限は当組合で記入し返却いたしますので、記入しないで結構です。

Q 10 平成23年度まで登録していたので、今回の申請は更新ですか。

A 10 平成24年度以降当初は、全業者様新規で登録してください。